

令和6年 秋の交通安全県民運動 奈良県実施要綱

交通事故のない やすらぎの 大和路づくり

～ 大和の交通マナーを高めよう ～

運動期間

令和6年9月21日(土)～9月30日(月)

令和5年度交通安全ポスター入賞作品



五條市立五條南小学校5年（当時）
辰巳 詩さんの作品



香芝市立五位堂小学校5年（当時）
仲谷 咲希さんの作品



五條市立五條東中学校2年（当時）
岸本 妃佳莉さんの作品



香芝市立香芝東中学校2年（当時）
笹木 ひまりさんの作品

《主唱》 奈良県・奈良県交通対策協議会

運動の重点

1

反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

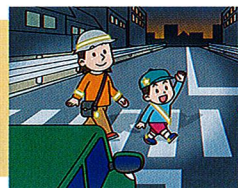


- 夜間の歩行時は反射材用品等を着用しましょう。
- 横断歩道を利用し、信号機のあるところでは、その信号を必ず渡りましょう。
- 道路への飛び出しや車両の直前直後の横断はやめましょう。
また、横断するときは、左右の安全確認をし、手をあげるなど、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認しましょう。
- ダイヤモンドの先には必ず横断歩道があります。運転者は横断歩道手前では減速し、横断歩道における歩行者優先義務を守りましょう。

県内統一デー：9月21日(土)

2

夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶



- 運転者の方はスピードを控え、日没時間の概ね1時間前からライトを点灯しましょう。夜間に対向車や先行車のない場合はハイビームを活用しましょう。
- 飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です。運転者はもちろん、酒類の提供者、車両の提供者や同乗者にも厳しい処分が科されます。
- 「飲酒運転は絶対にしないさせない」を徹底しましょう。
- 自転車や電動キックボードでの飲酒運転も違反です。



県内統一デー：9月27日(金)

3

自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



- 自転車や電動キックボード等に乗るときはヘルメットを着用し、交通ルールを守って、事故防止に努めましょう。
- スマートフォン等を操作しながらの運転、傘差し等による片手運転、イヤホン等を使用した運転は、禁止されています。

県内統一デー：9月24日(火)

9月30日(月)は交通事故死ゼロを目指す日です(全国一斉)

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



自転車保険に加入しましょう

- 奈良県では条例により自転車保険への加入が義務となっています。
- 自転車事故の加害者になってしまった場合、高額な賠償責任を負うことがあります。万一の事故に備え、自転車保険に必ず加入しましょう。



シカメットくん